

11月25日～12月1日

# 「犯罪被害理解促進期間」

山口県では、みんなで犯罪被害について考え、犯罪被害を受けた方などが置かれている状況について理解し、支え合うことで、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を目指します。



全文はこち  
ら



私が命のはかなさを知ったのは中学3年生の冬でした。

雪が舞う寒い冬の日の夜明け前、私の兄は19歳という若さで亡くなりました。社会人1年目だった兄は、夜勤の帰り道にトラックとの衝突事故で帰らぬ人となりました。

警察署で兄に会ったとき、頭が真っ白になり何も言葉が出ませんでした。突然のことでの、頭では分かっているはずなのに受け止められない自分がいました。ただ心の中で「これは夢だ。何かの間違いだ。」と繰り返していたことを覚えています。

命がそんなに簡単に消えてしまうとは思ってもいませんでした。当たり前の存在が当たり前でなくなる。それがどんなにつらいことか身に染みて感じました。

兄は、私に命について考えるきっかけをくれました。命は、私たちが考えている以上にはかなく、簡単に消えてしまうものです。だからこそ、今この一瞬を後悔しないように大切に生きていきたいと思います。与えられた命を精一杯生きること。それが私たちの務めです。

もし、もう一度だけ兄に会えるなら「ありがとう。お兄さんの妹で本当に良かった。」と心から伝えたいです。

第6回命の大切さを学ぶ教室 全国作文コンクール 国務大臣・国家公安委員会委員長賞 受賞作品

(当時)山口県立下松高等学校2年 番田彩音さん「兄が教えてくれたこと」から抜粋

## みんなで考えよう、犯罪被害

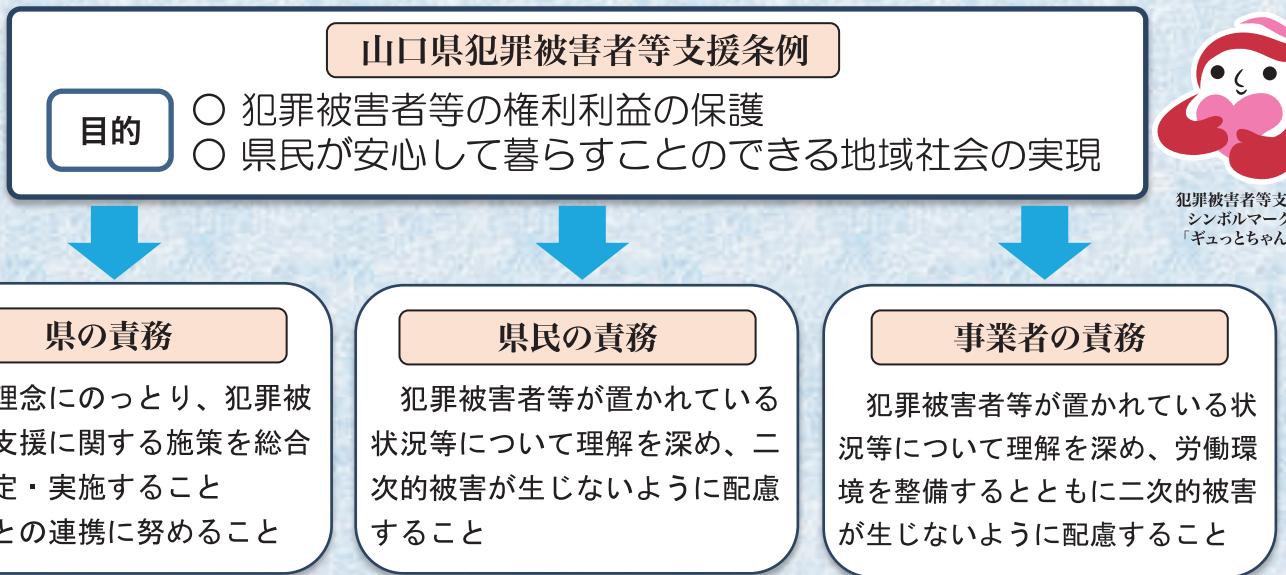


©山口県

### 山口県犯罪被害者等支援推進協議会

事務局：山口県県民生活課/山口県警察本部警察県民課

山口県では山口県犯罪被害者等支援条例で  
11月25日から12月1日を「犯罪被害理解促進期間」と定めています



### 犯罪被害者等が置かれている状況

犯罪被害に遭われた方や御家族、御遺族は、命を奪われる（家族を失う）、けがをする、物を盗まれるなどの直接的な被害だけでなく、

- 被害に遭ったことによる精神的なショックや身体の不調
  - 医療費の負担や失職・転職等による経済的困窮
  - 周囲の人々の無責任なうわさ話や取材、報道によるストレス、不快感
- など、被害後に生じる様々な問題（二次的被害）に苦しめられています。

### わたしたちにできること

犯罪被害は、決して他人事ではありません。

誰もが犯罪被害に遭う可能性があること、犯罪被害に遭われた方々が置かれている状況を理解し、相手の立場に立った言動を心がけましょう。

#### 山口県犯罪被害者等支援推進協議会とは

県、県警察、県内の全市町等で構成される、犯罪被害者等支援を推進するための協議会で、広報啓発活動や、相談窓口の充実・強化等に取り組んでいます。

問い合わせ先（山口県県民生活課） ☎ 083-933-2619



条例の全文や相談窓口に関する情報はこちら